

議案第38号 小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市消防手数料条例（平成12年小松島市条例第3号）新旧対照表

現行			改正案			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			改正
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
1 (略)			1 (略)			
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 91,000円	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円	
	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(3) (略) (4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」		2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(3) (略) (4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」	

		<p>という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 820,000円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タ</p>			<p>という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タ</p>	改正
--	--	---	--	--	---	----

		<p>ンク貯蔵所</p> <p><u>990,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,100,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,400,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,640,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロ</p>			<p>ンク貯蔵所</p> <p><u>1,010,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,120,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,420,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,660,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロ</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	--	--	--	--	---

		<p>リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p><u>3,850,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p><u>5,090,000円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>(5) 浮き屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所の 設置の許可の申請に係る 審査 次に掲げる浮き屋 根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリッ トル以上5,000キロリッ</p>			<p>リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p><u>3,880,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p><u>5,100,000円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>(5) 浮き屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所の 設置の許可の申請に係る 審査 次に掲げる浮き屋 根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリッ トル以上5,000キロリッ</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	--	--	--	--	---------------------

	<p>トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,120,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリット ル以上10,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,330,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリット ル以上50,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,480,000円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数</p>		<p>トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,130,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリット ル以上10,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,340,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリット ル以上50,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,500,000円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	--	---	-------------------------------

		<p>量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>2,120,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>4,330,000円</u></p> <p>キ・ク (略)</p> <p>(6)～(12) (略)</p>			<p>量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>2,140,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>4,350,000円</u></p> <p>キ・ク (略)</p> <p>(6)～(12) (略)</p>	改正		
3	消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(5) (略)	(6) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に	3	消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(5) (略)	(6) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に	改正

		定める金額 ア～エ (略) オ 指定数量の倍数が20 0を超える一般取扱所 <u>91,000円</u>			定める金額 ア～エ (略) オ 指定数量の倍数が20 0を超える一般取扱所 <u>92,000円</u>	改正
3～5 (略)			3～5 (略)			
6 消防法第11条 の2第1項及び危 険物の規制に関 する政令第8条 の2第7項の規定 に基づく危険物 の製造所,貯蔵所 又は取扱所の完 成検査前検査に 関する事務	1 消防法第11条の 2第1項の規定に基 づく製造所,貯蔵所 又は取扱所の設置 許可に係る完成検 査前検査	(1)～(3) (略) (4) 溶接部検査 次に掲げ る特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ,それぞ れ次に定める金額 ア・イ (略) ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>950,000円</u> エ (略) オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キロリッ トル以上200,000キロ	6 消防法第11条 の2第1項及び危 険物の規制に関 する政令第8条 の2第7項の規定 に基づく危険物 の製造所,貯蔵所 又は取扱所の完 成検査前検査に 関する事務	1 消防法第11条の 2第1項の規定に基 づく製造所,貯蔵所 又は取扱所の設置 許可に係る完成検 査前検査	(1)～(3) (略) (4) 溶接部検査 次に掲げ る特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ,それぞ れ次に定める金額 ア・イ (略) ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>990,000円</u> エ (略) オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キロリッ トル以上200,000キロ	改正

		<p>リットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,650,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>3,180,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>3,890,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>4,450,000円</u></p> <p>(5) (略)</p>			<p>リットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>1,720,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>3,320,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>4,060,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>4,650,000円</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
7 消防法第14条	消防法第14条の3第(1) 特定屋外タンク貯蔵所		7 消防法第14条	消防法第14条の3第(1) 特定屋外タンク貯蔵所		

<p>の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務</p>	<p>1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 410,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 920,000円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロ</p>	<p>の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務</p>	<p>1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 430,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロ</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	---	--	---	---	---------------------

		リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,160,000円</u>			リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u>	改正
		カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロリッ トル以上300,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,830,000円</u>			カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロリッ トル以上300,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u>	改正
		キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,470,000円</u>			キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u>	改正
		ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,000,000円</u>			ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u>	改正
		(2)～(3) (略)			(2)～(3) (略)	改正
8	(略)		8	(略)		